

# グローバル化と安全保障

## “貿易と産業”の安全保障をめぐって

山本 武彦

Yamamoto Takehiko

---

### 「貿易の”安全保障」の構造と機能の変容

国際安全保障の相貌は、冷戦終結後のグローバル化の大波を受けて、冷戦時代に東西の二つの陣営に分かれてきた「大いなる分断 (Great Divide)」<sup>1)</sup>の構造とは異質の姿形を顕わにしてきた。冷戦時代の「大いなる分断」を象徴する経済的・技術的の制度として機能してきたのが、対共産圏輸出統制委員会 (COCOM) という非公式の国際制度である。この制度は西側世界の東側世界に対する軍事技術上の優位を不断に保つため、44年間の長きにわたって共産圏を「封じ込め」る機能を果たしてきた。冷戦の終結に伴って、1994年3月末にCOCOMが解散したことは、この制度の存在理由が消散してしまったことを意味する。

COCOM体制を貫徹する思想が「封じ込め」の思想であり、それは20世紀のアメリカの対敵国思想を彩るようになった「防疫 (quarantine)」思想を反映したものにほかならなかった。ウィルソン米大統領による民主主義擁護のための第1次世界大戦への参戦理由に始まり、ローズベルト米大統領が全体主義に対する戦いとして第2次世界大戦への参戦を正当化したことや、第2次世界大戦後トルーマン政権によって採用されるに至った共産主義に対する「封じ込め」の戦略は、専制主義や全体主義を病原菌に見立て、その蔓延を防止するという思想で覆われてきた。病原菌の栄養素ともなる経済的・技術的資源を敵に与えないことは、「防疫」のための重要な政策という論理が導き出される。「防疫」思想によって敵国との「貿易」を統制するというのが、アメリカの「封じ込め」戦略の経済・技術的側面を規定する基本的な思想であった、と断言していい。

この思想的遺産は、冷戦の終結後もアメリカの対外戦略に脈々と引き継がれていく。冷戦時代からすでに存在していた原子力供給国グループ (NSG) や、生物・化学兵器関連輸出規制体制であるオーストラリア・グループやミサイル技術規制レジーム (MTCR) にせよ、またCOCOM解散後の高度通常兵器関連輸出管理体制として発足したワッセナー・アレンジメント (WA) にせよ、これらのレジームは拡散懸念国 (地域) への機微物資・技術の移転を阻止するという点で、冷戦時代の「封じ込め」

思想を継受していると言ってよい。

クリントン政権以降、アメリカは移転規制対象国を「ならず者国家」と呼び、リビア、イラン、イラク、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）への大量破壊兵器（WMD）関連機微物資・技術の厳格な禁輸政策を実践していく。そこには、「ならず者国家」は国際規範を履行しない無法者であり、病原菌そのものという発想が根底に流れる。したがって、「防疫」と「貿易」のリンケージは冷戦終結後のアメリカの世界戦略にごく自然に引き継がれていく。2003年12月にリビアがWMDの廃棄を宣言して以降、またイラク戦争でフセイン政権が崩壊して以降、「ならず者国家」のレッテル貼りはイランと北朝鮮に集中的に移行していくこととなり、シリアやキューバなどブッシュ政権によって「圧制の拠点」と呼ばれる国々にも及んでいく。この変化の過程で飛び出したのが、日本の精密測定器メーカーであるミットヨによるリビア向け三次元精密測定器の不正輸出事件であった。

いわゆるカーン・ネットワークが炙り出したように、WMD関連や高度通常兵器関連の物資・技術は、従来の安全保障貿易統制の中心的位置を占めてきた先進諸国による第一列拡散リングから発展途上諸国からなる第二列拡散リングへと、移転の輪が大きな広がりや多層化現象をみせるようになった<sup>(2)</sup>。グローバリゼーションのもたらした皮肉な結果と言うほかない。と同時に、9・11同時多発テロ事件以後、安全保障貿易の焦点は「ならず者国家」への移転規制に劣らず、テロリスト集団などの非国家主体への移転規制にも合わされるようになる。2004年4月に採択された国連安保理決議1540は、非国家主体に対する拡散対抗を国際的に合法化する画期的な内容からなり、国連加盟国に国内立法をも含む対応を迫ったのは、その一環であった<sup>(3)</sup>。

こうして、安全保障貿易の構造と機能は冷戦時代よりもはるかに複合的で重層的な構成をとりながら、しかも電子媒体を通じた無形移転（intangible transfer）や「みなし輸出（deemed export）」という、情報技術（IT）革命時代ならではの目に見えない新たな難問に直面しているのが現状である。安全保障貿易をめぐる認識に、これまでの地政学的・地経学的な枠組みに加えて、「時政学（chrono-politics）」的枠組みを取り込んでいく必要性は、グローバリゼーションが深化するほどにますます高まっていこう<sup>(4)</sup>。

### M&Aの奔流と「産業の”安全保障”」

他方、冷戦後期の1980年代に日米間の技術摩擦を彩ったアメリカによるテクノ・ナショナリズムの潮流は、「1988年包括貿易・競争力強化法」のスペシャル301条やいわゆるエクソン・フロリオ条項が象徴的に示したように、優位技術の「囲い込み」の思想によって加速していった。産業安全保障（industrial security）の思想と言い換え

てもいい。国家安全保障上の産業技術基盤（DITB: defense industrial and technological base）の防護という思想は、今も衰えることなく中核技術防護計画（CTPP: critical technology protection project）に引き継がれている。

「1950年国防生産法」第721条の修正条項として対内直接投資を国家安全保障上の理由から規制することを目的に制定されたエクソン・フロリオ条項は、外国企業によるアメリカ企業の買収が国家安全保障上のDITBを損なう危険性が高いと判断される場合、財務長官を長とし、関係省庁（12の省庁）からなる外国直接投資委員会（CFIUS）に当該投資案件に介入する権限を与えた法律である。1987年に破談に終わった富士通による半導体企業フェアチャイルド社の買収案件など、日本企業による汎用技術関連企業の買収攻勢に対して議会在が危機感を募らせていたさなかに制定されたのである。確かに、事後審査方式に基づくCFIUSによる企業の合併・買収（M&A）への介入はわずかな数にとどまったが、実際のところ、この条項の存在によって外国企業によるハイテク企業のM&A行動を事前に抑止する効果は大きかったと思われる。

にもかかわらず、例えば日本のNTTコミュニケーションズによるインターネット・ソリューションズ・プロバイダーであるVerio社の買収（2000年8月）や中国のレノボ社によるIBMのコンピューター部門の買収など、事後審査による拒否を受けることなくM&Aが認められる事例が多くなった。この現象をどのように理解すべきなのか。1990年代から21世紀初頭にかけて復活したアメリカの軍事関連ハイテク産業の比較優位が揺るぎないものになった、という自信回復のあらわれなのか。それとも、これらの技術分野はアメリカのDITBを脅かす中核技術ではもはやなく、周辺技術にすぎなくなったという判断からくるものなのか。答えはいずれか一方というよりも、恐らく両方であろう。

他面でアメリカは、特に議会を中心に本土安全保障政策とも関連して、外国政府の影響力の強い企業やファンドによるM&Aにことのほか神経を尖らせるようになった。それを象徴するのが、中国国営海外石油開発会社（CNOOC）による米石油企業ユノカルの買収案件と、ドバイ港湾ワールド（DPW）による港湾施設関連会社（P&O Ports）の買収案件の二つの事例である。これらの案件に議会在が敏感な反応を示し、結局、両案件とも成立することなく終わったが、その余波としてエクソン・フロリオ条項の見直し論が浮上し、この条項を一般法化した「2007年外国投資および国家安全保障法（FINSA: Foreign Investment and National Security Act of 2007）」が成立することとなった。

こうした動向を受け、日本政府も外国企業による対内直接投資規制を国家安全保障上の理由から強化する方針に踏み切り、「外国為替および外国貿易に関する法律（外為法）」第24条と第26条に基づく政省令改正を決定して、2007年9月28日から施

行することとなった。元来、国家安全保障上の理由による投資規制は、経済協力開発機構（OECD）資本移動自由化コードの下で「安全保障上不可欠な利益の保護」を認めた例外的なルールである。このルールが資本移動の自由化という大原則を損なう危険性については、これまでも内外で議論を呼んできたところであり、FINSIAであれ外為法であれ、国々の国内行政で外資によるM&Aに対して過剰規制に及ぶことがあれば、新たな国際紛争の種ともなりかねない危うさが潜む。

ともあれ、経済のグローバリゼーションと技術イノベーションの進化は、皮肉にも技術最先進国アメリカのテクノ・グローバリズムを収縮させてきた。資本取引の自由化の流れと規制緩和のグローバリズムに直面する日本が、M&Aや三角合併の加速を前に産業安全保障の観点からようやくこの問題に取り組み始めたのは、グローバリゼーションの国家安全保障に及ぼす負の側面に気づいたからにはほかならない。このように経済のグローバリゼーションが進めば進むほど、国境を越えたモノの移動（貿易）、ヒトの移動、資本・技術の移転、情報の移転が国際安全保障と国家安全保障の基礎を蝕み、掘り崩していくという逆説から国際社会は逃れられなくなっている。

- ( 1 ) Mary Kaldor, *Global Civil Society: An Answer to War*, London: Polity Press, 2003 (邦訳 = 山本武彦ほか訳『グローバル市民社会論 戦争へのひとつの回答』、法政大学出版社、2007年)。
- ( 2 ) Chaim Braun and Christopher F. Chyba, “Proliferation Rings: New Challenges to the Nuclear Nonproliferation Regime,” *International Security*, Vol. 29, No. 2, Fall 2004, pp. 5–49.
- ( 3 ) 青木節子「非国家主体に対する軍縮・不拡散 国際法の可能性」、世界法学会編『世界法年報』第26号(2007年3月) 134–166ページ参照。
- ( 4 ) 時政学の概念については、ポール・ヴィリリオ(市田良彦訳)『速度と政治 地政学から時政学へ』、平凡社、2001年、参照。

やまもと・たけひこ 早稲田大学教授  
yamatake@waseda.jp